

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見の聴取に関する公示

佐賀労働局一般公示第33号

佐賀地方最低賃金審議会は、佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くので、佐賀県の区域内で事業を営む使用者又はこれらに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和5年9月25日までに、佐賀地方最低賃金審議会（佐賀市駅前中央3丁目3番20号佐賀労働局賃金室内）あて提出されたい。

令和5年9月5日

佐賀労働局長 重 河 真 弓